

令和7年度 第1回 総合教育会議

期日：令和7年10月9日

午後3時00分～

場所：湯前町役場 応接室

1. 開 会

2. 町長挨拶

3. 教育長挨拶

4. 議 題

(1) 児童・生徒数の推移について

(2) 教育課所管諸事業について

(3) 湯前町奨学金・入学準備金基金について

(4) 教育委員会組織について

5. そ の 他

6. 閉 会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

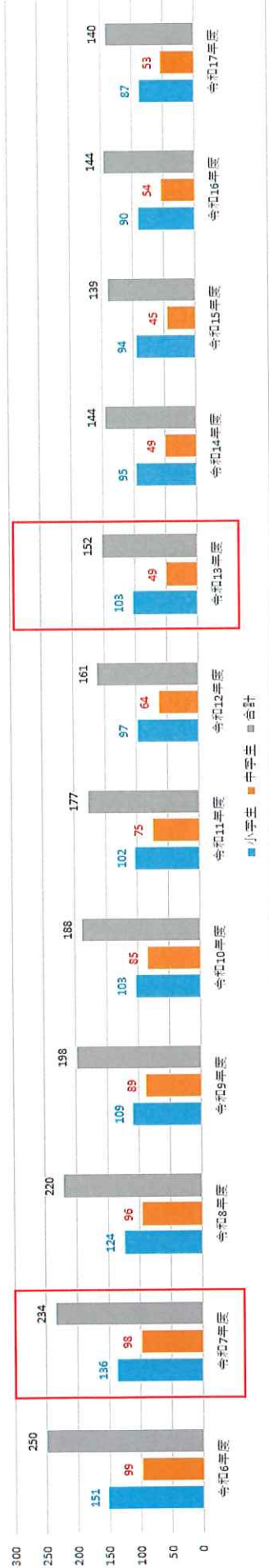
8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

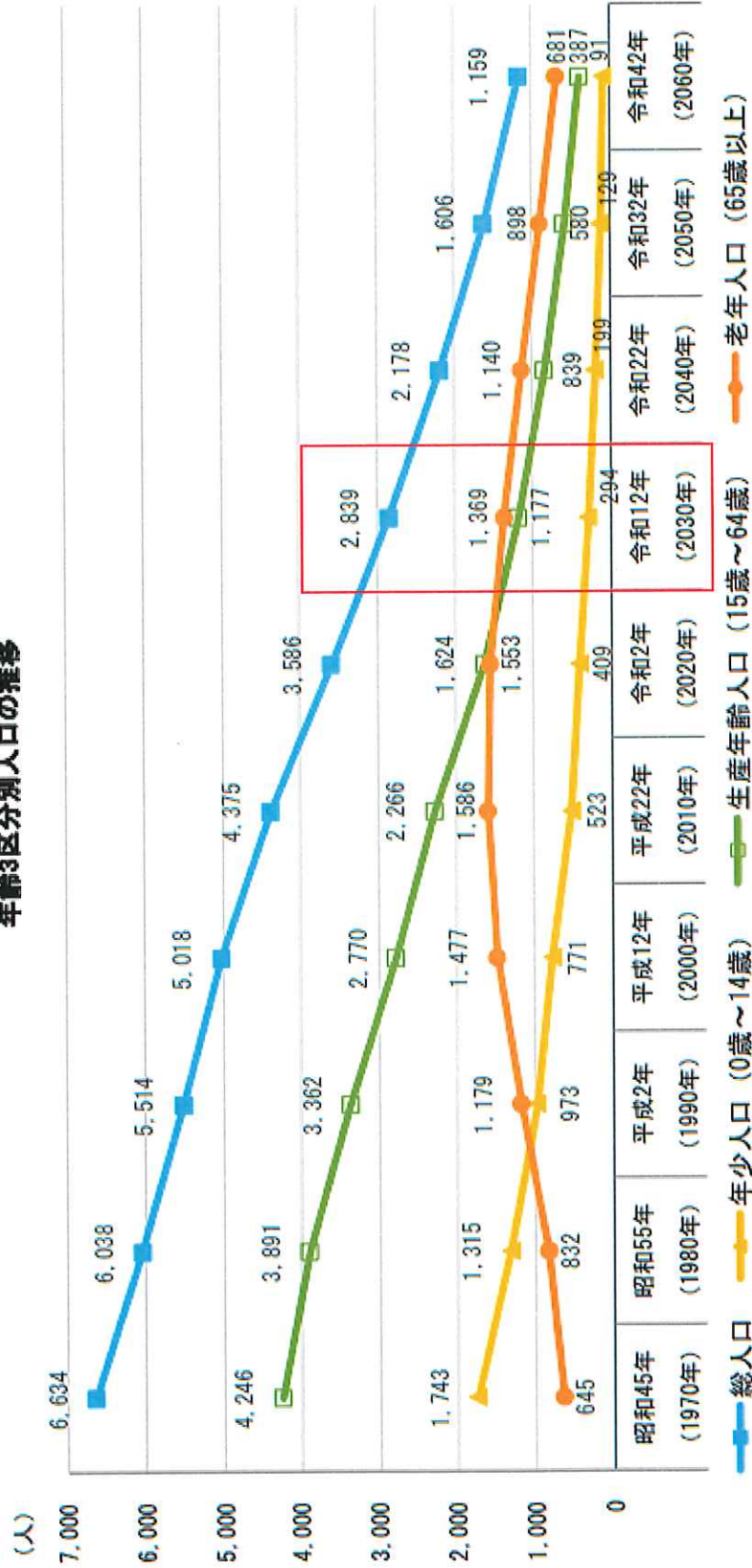
(1) 児童・生徒数の推移について

No	年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小学生	中1	中2	中3	中学生	年度	小学生	学級数	中学生	学級数	合計
昨年度	令和6年度	19	18	25	32	29	28	151	38	31	30	99	令和6年度	151	9	99	6	250
現年度	令和7年度	11	20	19	25	32	29	136	29	38	31	98	令和7年度	136	8	98	5	234
1	令和8年度	19	10	20	19	25	31	124	29	29	38	96	令和8年度	124	7	96	5	220
2	令和9年度	16	19	10	20	19	25	109	31	29	29	89	令和9年度	109		89		198
3	令和10年度	19	16	19	10	20	19	103	25	31	29	85	令和10年度	103		85		188
4	令和11年度	18	19	16	19	10	20	102	19	25	31	75	令和11年度	102		75		177
5	令和12年度	15	18	19	16	19	10	97	20	19	25	64	令和12年度	97		64		161
6	令和13年度	16	15	18	19	16	19	103	10	20	19	49	令和13年度	103		49		152
7	令和14年度	11	16	15	18	19	16	95	19	10	20	49	令和14年度	95		49		144
8	令和15年度	15	11	16	15	18	19	94	16	19	10	45	令和15年度	94		45		139
9	令和16年度	15	15	11	16	15	18	90	19	16	19	54	令和16年度	90		54		144
10	令和17年度	15	15	15	11	16	15	87	18	19	16	53	令和17年度	87		53		140
86～12の1年生平均		16.7																

湯前小中学校 児童・生徒数推移予測



年齢3区分別人口の推移



(2) 教育課所管事業について

令和7年度総合教育会議資料 ※第6次湯前町総合計画 第5章抜粋

令和7年度教育施策の体系図

地域をつなぐ人づくり (教育・人材育成)	学校教育の振興	1 校内研修・学力向上 2 小中一貫教育 3 地域とともにある学校づくり 4 人権教育 5 食育の推進 6 学校教育施設の整備
	社会教育の振興	1 青少年の健全育成 4 家庭教育 2 読書活動 5 生涯学習・分館活動 3 人権教育 6 社会教育施設
	社会体育の振興	1 スポーツ団体の充実・活性化 2 体育施設の整備・維持管理
	文化財保護と文化振興	1 文化財愛護意識の向上 2 未指定文化財の調査 3 指定文化財の維持管理 4 文化団体の育成 5 湯前まんが美術館事業

令和7年度総合教育会議資料 教育課所管事業 説明資料

学校教育																				
事業名		予算額	内 容																	
1	学校 I C T 支援委託	1,999	学校でのICT機器を活用した学習の支援業務の委託 委託先【一財】たらぎまちづくり推進機構】																	
2	外国語指導助手（A L T）派遣委託	5,049	小中学校での英語学習、保育園・こども園での英語体験など実施 プロポーザル入札により「(株)ボーダーリンク」へ委託 派遣ALT：ウィルソン・コーラル・ドーン（カナダ国）																	
3	小中学校英語検定料補助	207	<table><tr><td>年度</td><td>申請者数</td><td>補助金額</td><td>実績内容</td></tr><tr><td>R4</td><td>実人員 23人 (延べ人数30人)</td><td>120,200円</td><td>合格者延べ人数 22名 準2級：3名・3級：7名・4級：8名・5級：4名</td></tr><tr><td>R5</td><td>実人員 30人 (延べ人数35人)</td><td>127,800円</td><td>合格者延べ人数 21名 準2級：1名・3級：7名・4級：4名・5級：9名</td></tr><tr><td>R6</td><td>実人員 39人 小9人・中30人</td><td>135,600円</td><td>合格者延べ人数 35名 準2級4名・3級9名・4級13名・5級17名</td></tr></table>		年度	申請者数	補助金額	実績内容	R4	実人員 23人 (延べ人数30人)	120,200円	合格者延べ人数 22名 準2級：3名・3級：7名・4級：8名・5級：4名	R5	実人員 30人 (延べ人数35人)	127,800円	合格者延べ人数 21名 準2級：1名・3級：7名・4級：4名・5級：9名	R6	実人員 39人 小9人・中30人	135,600円	合格者延べ人数 35名 準2級4名・3級9名・4級13名・5級17名
年度	申請者数	補助金額	実績内容																	
R4	実人員 23人 (延べ人数30人)	120,200円	合格者延べ人数 22名 準2級：3名・3級：7名・4級：8名・5級：4名																	
R5	実人員 30人 (延べ人数35人)	127,800円	合格者延べ人数 21名 準2級：1名・3級：7名・4級：4名・5級：9名																	
R6	実人員 39人 小9人・中30人	135,600円	合格者延べ人数 35名 準2級4名・3級9名・4級13名・5級17名																	
4	小中学校修学旅行費補助	1,050	小学生1万円、中学生2万円 財源：ふるさと納税																	
5	小中学生入学祝金	400	1人1万円 財源：ふるさと納税																	
6	中学生進級祝金	125	タブレット用ヘッドマイク																	
7	就学援助費	3,860	小学校1,794 中学校2,066 対象者：小学校18名、中学校10名																	
8	特別支援教育就学奨励費	480	小学校143 中学校337 対象者：小学校18名、中学校10名																	

9	高等学校等通学費補助	1,642	通学定期待1/3補助または自転車通学用の自転車購入費上限15,000円 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>申請者数</th><th>補助金額</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td>R4</td><td>実人員 53人 (延べ人数168人)</td><td>1,655,200円</td><td></td></tr> <tr> <td>R5</td><td>実人員 51人 (延べ人数164人)</td><td>1,728,600円</td><td></td></tr> <tr> <td>R6</td><td>実人員 45人 (延べ人数125人)</td><td>1,500,200円</td><td>自転車1件</td></tr> </table>	年度	申請者数	補助金額	備 考	R4	実人員 53人 (延べ人数168人)	1,655,200円		R5	実人員 51人 (延べ人数164人)	1,728,600円		R6	実人員 45人 (延べ人数125人)	1,500,200円	自転車1件
年度	申請者数	補助金額	備 考																
R4	実人員 53人 (延べ人数168人)	1,655,200円																	
R5	実人員 51人 (延べ人数164人)	1,728,600円																	
R6	実人員 45人 (延べ人数125人)	1,500,200円	自転車1件																
10	小中一貫教育事業		小中学校共通の学校経営目標を設定、「目指す子ども象」の共有化 【主な取り組み】 ・合同での学校行事開催 ・中学校教職員が小学校で指導をする「乗り入れ授業」																
11	地域学校協働活動事業	655	地域住民で組織する地域学校協働活動本部と推進員を配置。学校授業の地域住民による支援、交流活動、地域未来塾を開設。県補助事業活用。 国費を含めた県補助事業を活用																
12	学校施設整備	15,300	令和6年度に総務課所管事業で小学校体育館空調整備工事完了し、令和7年度は中学校体育館空調整備工事中、12月竣工予定。 令和7年度小中学校トイレ改修工事を予定しているが、事業採択に至っていない。 令和8年度以降は小学校グラウンド改修、照明LED化改修を予定している。																

社会教育			
事業名		予算額	内 容
1	生涯学習事業	1,479	ダンス、書道、民謡、健康麻雀等の学習講座 主催：教育委員会 中央公民館を主会場とし、地域住民15人程度が受講。 令和7年度特別講座は樹木の管理、歴史探訪など計画している。
2	二十歳を祝う会	97	旧成人式 20歳到達者対象 1月4日に式典と記念植林
3	地域学校協働活動事業	655	※内容は学校教育に記載
4	学校まんが授業	112	小中学校で年1回開催。崇城大学から講師招聘。
5	公民館図書交流棟	220	蔵書数約13,500冊。利用登録者：町内714人、町外109人 町民の約21%が利用登録。
6	各団体補助金	1,080	①湯前町婦人会36万円 ②湯前町青年団20万円 ③人権教育推進協議会10万円 ④青少年健全育成会議補助金15万円 ⑤文化協会補助金27万円
7	公民分館花づくり奨励費	60	26公民分館の施設等での花づくりに上限1万円を奨励金として交付 令和6年度は7分館に66,347円交付
8	公民分館活動振興補助金	2,125	26公民分館の活動経費等補助。均等割と事業割で補助金を交付。
9	分館施設整備補助金	1,019	公民分館施設の改修費用の補助事業。補助率1/2 令和7年度は4分館に340,978円補助
10	地域コミュニティ活性化推進事業	600	分館振興補助金等の対象とならない施設整備、地域活動に対し上限10万円の補助。 令和6年度は6分館に486,483円支出
11	文化財施設管理	1,163	管理対象は町内6か所。地域住民への管理委託、警備委託料など

令和7年度総合教育会議資料 教育課所管事業 説明資料

12	文化財振興補助事業	3,904	地域の文化財修繕維持管理、民俗文化財の用具修理費用の補助。 <table><tr><th colspan="7">令和6年度 湯前町文化財振興補助金 一覧表</th></tr><tr><th>事業区分</th><th>申請者</th><th>対象指定文化財</th><th>事業内容</th><th>交付配分額</th><th>内訳</th><th>交付決定額</th></tr><tr><td rowspan="2">文化財関係振興事業</td><td rowspan="2">辻公民分館長</td><td>明徳寺阿弥陀堂(城泉寺)</td><td rowspan="2">地域活動・維持管理</td><td rowspan="2">160,000</td><td>城泉寺分 70,000円</td><td rowspan="2">160,000</td></tr><tr><td>宝陀寺観音堂</td><td>宝陀寺分 30,000円</td></tr><tr><td>文化財関係振興事業</td><td>高橋公民分館長</td><td>八幡寺阿弥陀堂</td><td>地域活動・維持管理</td><td>38,000</td><td></td><td>38,000</td></tr><tr><td>文化財関係振興事業</td><td>下里公民分館長</td><td>下里財大野堂</td><td>地域活動・維持管理</td><td>38,000</td><td></td><td>38,000</td></tr><tr><td>文化財関係振興事業</td><td>中津公民分館長</td><td>上小瀬五輪塚跡</td><td>維持管理</td><td>24,000</td><td></td><td>24,000</td></tr><tr><td>文化財関係振興事業</td><td>下城区・古城区(普門寺観音管理会代表)</td><td>普門寺観音堂</td><td>地域活動・維持管理</td><td>20,000</td><td></td><td>20,000</td></tr><tr><td>無形民俗文化財継承活動事業</td><td>東方結太鼓踊り保存会代表</td><td>東方結太鼓踊り</td><td>無形民俗文化財継承活動</td><td>99,000</td><td></td><td>99,000</td></tr><tr><td>無形民俗文化財継承活動事業</td><td>流倉野陣踊り保存会会長</td><td>流倉野陣踊り</td><td>無形民俗文化財継承活動</td><td>100,000</td><td></td><td>100,000</td></tr><tr><td>無形民俗文化財継承活動事業</td><td>球磨神楽保存会 市岡山神楽里楽社</td><td>球磨神楽</td><td>無形民俗文化財継承活動</td><td>80,000</td><td></td><td>80,000</td></tr><tr><td>無形民俗文化財関係修理等事業</td><td>東方結太鼓踊り保存会代表</td><td>東方結太鼓踊り</td><td>楽舞新調</td><td>299,000</td><td></td><td>299,000</td></tr><tr><td>文化財関係振興事業</td><td>湯前町歴史の風を継承向上協議会</td><td>町内指定文化財</td><td>歴まち法の活用協議会活動</td><td>199,000</td><td></td><td>53,761</td></tr><tr><td>無形民俗文化財関係修理等事業</td><td>球磨神楽保存会</td><td>球磨神楽</td><td>衣装・道具の新調・修繕</td><td>48,000</td><td></td><td>48,000</td></tr><tr><td></td><td>計</td><td></td><td></td><td>1,037,000</td><td></td><td>891,761</td></tr></table>	令和6年度 湯前町文化財振興補助金 一覧表							事業区分	申請者	対象指定文化財	事業内容	交付配分額	内訳	交付決定額	文化財関係振興事業	辻公民分館長	明徳寺阿弥陀堂(城泉寺)	地域活動・維持管理	160,000	城泉寺分 70,000円	160,000	宝陀寺観音堂	宝陀寺分 30,000円	文化財関係振興事業	高橋公民分館長	八幡寺阿弥陀堂	地域活動・維持管理	38,000		38,000	文化財関係振興事業	下里公民分館長	下里財大野堂	地域活動・維持管理	38,000		38,000	文化財関係振興事業	中津公民分館長	上小瀬五輪塚跡	維持管理	24,000		24,000	文化財関係振興事業	下城区・古城区(普門寺観音管理会代表)	普門寺観音堂	地域活動・維持管理	20,000		20,000	無形民俗文化財継承活動事業	東方結太鼓踊り保存会代表	東方結太鼓踊り	無形民俗文化財継承活動	99,000		99,000	無形民俗文化財継承活動事業	流倉野陣踊り保存会会長	流倉野陣踊り	無形民俗文化財継承活動	100,000		100,000	無形民俗文化財継承活動事業	球磨神楽保存会 市岡山神楽里楽社	球磨神楽	無形民俗文化財継承活動	80,000		80,000	無形民俗文化財関係修理等事業	東方結太鼓踊り保存会代表	東方結太鼓踊り	楽舞新調	299,000		299,000	文化財関係振興事業	湯前町歴史の風を継承向上協議会	町内指定文化財	歴まち法の活用協議会活動	199,000		53,761	無形民俗文化財関係修理等事業	球磨神楽保存会	球磨神楽	衣装・道具の新調・修繕	48,000		48,000		計			1,037,000		891,761
令和6年度 湯前町文化財振興補助金 一覧表																																																																																																							
事業区分	申請者	対象指定文化財	事業内容	交付配分額	内訳	交付決定額																																																																																																	
文化財関係振興事業	辻公民分館長	明徳寺阿弥陀堂(城泉寺)	地域活動・維持管理	160,000	城泉寺分 70,000円	160,000																																																																																																	
		宝陀寺観音堂			宝陀寺分 30,000円																																																																																																		
文化財関係振興事業	高橋公民分館長	八幡寺阿弥陀堂	地域活動・維持管理	38,000		38,000																																																																																																	
文化財関係振興事業	下里公民分館長	下里財大野堂	地域活動・維持管理	38,000		38,000																																																																																																	
文化財関係振興事業	中津公民分館長	上小瀬五輪塚跡	維持管理	24,000		24,000																																																																																																	
文化財関係振興事業	下城区・古城区(普門寺観音管理会代表)	普門寺観音堂	地域活動・維持管理	20,000		20,000																																																																																																	
無形民俗文化財継承活動事業	東方結太鼓踊り保存会代表	東方結太鼓踊り	無形民俗文化財継承活動	99,000		99,000																																																																																																	
無形民俗文化財継承活動事業	流倉野陣踊り保存会会長	流倉野陣踊り	無形民俗文化財継承活動	100,000		100,000																																																																																																	
無形民俗文化財継承活動事業	球磨神楽保存会 市岡山神楽里楽社	球磨神楽	無形民俗文化財継承活動	80,000		80,000																																																																																																	
無形民俗文化財関係修理等事業	東方結太鼓踊り保存会代表	東方結太鼓踊り	楽舞新調	299,000		299,000																																																																																																	
文化財関係振興事業	湯前町歴史の風を継承向上協議会	町内指定文化財	歴まち法の活用協議会活動	199,000		53,761																																																																																																	
無形民俗文化財関係修理等事業	球磨神楽保存会	球磨神楽	衣装・道具の新調・修繕	48,000		48,000																																																																																																	
	計			1,037,000		891,761																																																																																																	
13	下里御大師堂周辺整備事業	18,025	令和5年度からの繰越事業で、御大師堂周辺公園整及び休憩所建築工事が完了 また、令和7年度は城泉寺（浄心寺）屋根・九重石塔修理基本設計が完了し令和8年度以降に修理予定																																																																																																				
14	風刺漫画大賞	1,355	漫画コンクール賞金や審査費用 【応募状況】 令和5年度 441点 令和6年度 640点 令和7年度 659点、令和7年度審査会は10月16日に鎌倉で開催予定																																																																																																				

令和7年度総合教育会議資料 教育課所管事業 説明資料

15	美術館特別展	10,000	学芸員が中心となって展示準備を進める 令和6年度は夏目友人帳15周年記念展を開催し、過去2番目に多い集客数であった。 (2か月間の会期中で6,685人)
16	漫画イベント		ゆのまえ漫画フェスタを最大イベントとして、漫画家サイン会、トークショー、漫画教室開催
17	湯前まんが美術館外部改修工事	13,000	令和6年度からの繰り越し事業でまんが美術館外壁塗装工事が8月竣工。令和7年度末までに 駐車場舗装工事他外構工事を行う。
18	公立美術館共同巡回展開催助成事業	5,856	一社地域創造の助成事業、4か所の公立美術館を巡回し展示を行う。 現在は高知県の横山隆一記念館で開催中

学校施設整備履歴

年度	小学校	中学校	共同調理場
s56		校舎改築	
s57			
s58			
s59	校舎改築		
s60		玄関工事	
s61			
s62			
H1	国旗掲揚台新設	青雲橋・夕日橋整備	
H2	体育倉庫整備		
H3			
H4	体育館改築		
H5			
H6			
H7			
H8			
H9	屋外トイレ新設	エレベーター設置	
H10	PC教室改修		
H11		PC教室改修	
H12	外壁外装改修		
H13	下水道接続・防犯設備整備		
H14	校内LAN・図書室空調		
H15			
H16			
H17			
H18		新体育館	
H19		屋外トイレ整備	
H20	保健室シャワースペース・教室空調	教室空調	
H21			
H22		プール改修・音楽室テラス・照明空調	
H23	理科室空調	音楽室空調	
H24		柔道場屋根修理・体育倉庫部室新設	
H25			
H26	プール解体・グラウンド改修	小プール追加整備	
H27			新共同調理場整備
H28	校内LAN		旧共同調理場解体
H29	学童クラブ校内整備		
H30	トイレ改修（各階2基）		
R1	特別教室空調整備	空調改修	
R2	校内LAN改修・コロナ対策改修・ジャングルジム改築	校舎・音楽室長寿命化型改修	
R3	校舎長寿命化型改修	コロナ対策改修・体育館トイレ整備	
R4	体育館照明修繕・体育館トイレ修繕	自転車駐輪場・野球コートベンチ	空調改修
R5		グラウンド改修	
R6	グラウンド改修		
R7			

教育総務

年度	小学校	中学校	共同調理場
s56		校舎改築	
s57			
s58			
s59	校舎改築		
s60		玄関工事	
s61			
s62			
H1	国旗掲揚台新設	青雲橋・夕日橋整備	
H2	体育倉庫整備		
H3			
H4	体育館改築		
H5			
H6			
H7			
H8			
H9	屋外トイレ新設	エレベーター設置	
H10	PC教室改修		
H11		PC教室改修	
H12	外壁外装改修		
H13	下水道接続・防犯設備整備		
H14	校内LAN・図書室空調		
H15			
H16			
H17			
H18		新体育館	
H19		屋外トイレ整備	
H20	保健室シャワースペース・教室空調	教室空調	
H21			
H22		プール改修・音楽室テラス・照明空調	
H23	理科室空調	音楽室空調	
H24		柔道場屋根修理・体育倉庫部室新設	
H25			
H26	プール解体・グラウンド改修	小プール追加整備	
H27			新共同調理場整備
H28	校内LAN		旧共同調理場解体
H29	学童クラブ校内整備		
H30	トイレ改修（各階2基）		
R1	特別教室空調整備	空調改修	
R2	校内LAN改修・コロナ対策改修・ジャングルジム改築	校舎・音楽室長寿命化型改修	
R3	校舎長寿命化型改修	コロナ対策改修・体育館トイレ整備	
R4	体育館照明修繕・体育館トイレ修繕	自転車駐輪場・野球コートベンチ	空調改修
R5		グラウンド改修	
R6	体育館空調整備		
R7	校内トイレ洋式化	体育館空調整備 校内トイレ洋式化	
R8	グラウンド改修		

奨学基金額の推移

(令和7年3月31日現在)

年度	基金		返 還		貸 付 年 計	現 在 高	
	繰 入	減 額	現在高	返還額 免除・欠損		貸付額	預 金
21			70,000,000	10,716,200	6,240,000	45,922,858	24,077,142
22			70,000,000	11,353,600	7,330,000	41,899,258	28,100,742
23			70,000,000	8,514,500	9,240,000	42,624,758	27,375,242
24			70,000,000	7,327,400	8,220,000	43,517,358	26,482,642
25			70,000,000	8,425,700	8,940,000	44,031,658	25,968,342
26			70,000,000	7,849,400	10,464,000	46,852,258	23,347,742
27			70,000,000	10,009,700	10,654,000	47,296,558	22,703,442
28			70,000,000	9,463,500	7,744,000	45,577,058	24,422,942
29			70,000,000	6,472,640	9,400,000	46,504,418	21,495,582
30			70,000,000	6,748,000	6,360,000	46,116,418	21,883,582
31			70,000,000	8,363,100	5,040,000	44,793,318	25,206,682
令 2			70,000,000	8,882,900	4,340,000	40,250,418	29,749,582
令 3			70,000,000	7,492,360	2,960,000	35,718,058	34,281,942
令 4			70,000,000	9,982,000	2,400,000	30,556,058	39,443,942
令 5			70,000,000	6,529,000	4,440,000	28,467,058	41,532,942
令 6			70,000,000	5,785,000	3,940,000	26,642,058	43,357,942

基金総額 70,000,000 円

貸付金 6 年度末 26,642,058 円

6 年度末残高 43,357,942 円 61.9%が運用されていない

令和 6 年度監査から運用について指摘を受けている。

償還条件の見直しを行い、利用促進することも考えられるが、返済のリスクも考慮に入れる必要がある。

しかしながら、上記硬直化をみれば、基金を減額し他の財源として活用することも今後検討が必要と考える。

(監査意見書に対する回答)

令和 7 年度中に、基金の減額および奨学金制度の更なる見直しを図りたい。

(方向性)

- ・ 2,000 万円の基金の減額
- ・ 奨学金制度の改正

①貸付月額上限を増額（現行制度 大学 5 万円、高校 2 万円）

②償還期間の延長（現行制度 貸付期間の 2 倍）

③償還月額の自由設定（現行 貸付額の半額）

(4) 教育委員会組織について

資料2 教育委員会と首長との権限分担について

	教育委員会	首長
市町村	• 学校教育に関する事務 ◦ 市町村立学校(中学校、小学校、幼稚園など)の設置・管理 ◦ 学校教育事業の実施(学校の組織編制、教育課程、教科書採択、児童生徒の入退学、生徒指導、保健衛生、教職員の研修、施設設備の整備) • 社会教育に関する事務 ◦ 公民館、図書館、博物館などの設置・管理、事業の実施 • 文化に関する事務 ◦ 文化財の保存・活用 • 文化施設の設置・管理、事業の実施 • スポーツに関する事務 ◦ スポーツ施設の設置、管理、事業の実施	• 学校教育に関する事務 ◦ 大学の設置・管理 • 財務に関する事務 ◦ 教育財産の取得・処分に関する事務 ◦ 契約を締結する事務 ◦ 予算を執行する事務
都道府県	• 学校教育に関する事務 ◦ 県立学校(高等学校、特別支援学校など)に関する事務(同上) ◦ 市町村の行う学校の設置管理に関し、 ◦ 高等学校、幼稚園などの設置廃止の認可 ◦ 県教育相談教職員の人事・研修、幼稚園教諭の研修 ◦ 教科書採択地区の設定 • 社会教育に関する事務 ◦ 図書館、博物館などの設置・管理、事業の実施 ◦ 博物館の登録・審査 • 文化に関する事務(同上) • スポーツに関する事務(同上) • 教育に関する法人に関する事務(右記を除く)	• 学校教育に関する事務 ◦ 大学の設置・管理 ◦ 私立学校の所轄(私立小・中・高等学校、私立幼稚園の設置廃止の認可) • 財務に関する事務 ◦ 教育財産の取得・処分に関する事務 ◦ 契約を締結する事務 ◦ 予算を執行する事務 • 教育に関する法人に関する事務 ◦ 学校法人の所轄 ◦ 宗教法人の所轄

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

教育委員会関係例規

第1章 教育委員会

湯前町教育委員会規則
湯前町教育委員会会議傍聴人規則
湯前町教育委員会公告式規則
湯前町教育委員会事務委任規則
湯前町教育委員会事務局組織規則
湯前町教育委員会公印規程
湯前町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
湯前町教育支援委員会規則
湯前町学校運営協議会規則
湯前町立小・中学校県費負担職員の訓告等取扱規程
湯前町立学校職員安全衛生管理規程
湯前町就学援助費支給要綱
湯前町学校給食費補助金交付要綱
湯前町特別支援教育就学奨励費支給要綱
学校給食安定供給支援事業補助金交付要項

第2章 学校教育

湯前町立学校条例
湯前町学校給食共同調理場設置条例
湯前町立小・中学校管理規則
湯前町立小・中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
湯前町小・中学生英語検定料補助金交付要綱
湯前町高校生等通学費等補助金交付要綱
物価高騰対策教育費支援補助金交付要項
湯前町小中学校入学祝金支給要綱
湯前町小中学生修学旅行費補助金交付要綱

第3章 社会教育

湯前町社会教育委員条例
湯前町社会教育委員会議運営規則
湯前町社会教育指導員に関する規則
湯前町中央公民館の運営に関する条例
湯前町公民館設置条例
公民館運営審議会規則
湯前町視聴覚教育器材の取扱いに関する規程
湯前町スポーツ推進委員会規程
湯前町スポーツ推進委員に関する規則
独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の徴収に関する規則
湯前町立学校の体育館使用条例
湯前町立学校の体育館使用条例施行規則
湯前町町民グラウンドの設置及び管理に関する条例
湯前町町民グラウンドの設置及び管理に関する条例施行規則
湯前町 B&G 海洋センターの設置及び管理に関する条例
湯前町 B&G 海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則
湯前町文化財保護委員会条例
湯前町文化財保護条例
湯前町指定有形文化財等の指定に関する規程
湯前まんが美術館の設置及び管理に関する条例
湯前まんが美術館の設置及び管理に関する条例施行規則
那須良輔作品の利用に関する規程
湯前町全国スポーツ大会等出場奨励金交付要綱
湯前町文化振興補助金交付要項
湯前町公民分館の建設費、運営費及び敷地購入に係る補助金交付に関する規則
湯前町地域コミュニティ活性化事業補助金交付要項